

監 査 委 員

30年監査公表第 8 号

平成29年度に執行した監査の結果（平成29年11月2日から平成30年2月1日までの執行分）に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、京都府知事及び京都府教育委員会教育長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成30年 7月20日

京都府監査委員	片 山	誠 治
同	田 中	健 志
同	森	敏 行
同	井 上	元

定 期 監 査

監査の結果

【部局別】

(1) 広域振興局

① 中丹広域振興局（監査実施年月日：平成29年10月10日～13日・16日・11月15日）

（指摘）

保管現金の不適切な管理状況が再発している事例が認められた。

（措置の内容）

収入証紙購入者ごとに現金確認表を作成し、必ず複数人によるチェックを行い、預かり金、券面額、つり銭について相手方の目前で復唱することを徹底することとした。

また、複数人によるチェックを徹底するため、新たに経理員を任命し、チェック体制の強化を図るとともに、収入証紙事務確認手順書を作成し、毎日の作業手順の確認を徹底することとした。

さらに、つり銭誤り防止策として、窓口コインケースを設置し、硬貨と紙幣を分けて収納保管するとともに、平成30年度からは窓口用つり銭を2万円から2万5千円に増額し、5千円札を準備することとした。

② 丹後広域振興局（監査実施年月日：平成29年11月7日～10日・30日）

（指摘）

報償費及び旅費の支払が著しく遅延している事例が認められた。

（措置の内容）

監査終了後、課内会議において、改めて支払遅延が府民の信用を失墜させる行為であることについて、所属長から職員全員に訓示を行うとともに、支払事務スケジュールの情報に関するファイルを課内共有フォルダで管理することにより所属内全体で情報共有し、担当副室長と担当外の副室長が二重にチェックすることとした。

また、今後は謝金管理システムの活用を徹底することとし、会計事務月次チェック時に組織的チェックを行うことを職員間で再確認した。

(2) 教育委員会

府立南山城支援学校（監査実施年月日：平成29年12月8日）

（指摘）

管理している物品を不用及び廃棄の決定を行うことなく廃棄している事例が認められた。

（措置の内容）

当該物品については、平成30年1月25日付けで廃棄手続を完了した。

また、平成30年2月の職員会議において全職員に対し、物品を適正に管理し、廃棄の際には担当者間で十分連携の上、会計規則等に基づく適正な事務処理を行うよう周知・徹底した。

【特別財務調査】

○現金等保管状況調査

農林水産部

農林水産技術センター（監査実施年月日：平成

29年11月9日)

(指摘)

現金領収事務に不備がある事例及び所属長月例点検等が実施されていない事例が認められた。

(措置の内容)

現金領収時の領収書交付については、金銭登録機のレシート交付で対応することとし、3月5日付けで会計管理者の承認を得、3月9日に金銭登録機を購入した。

所属長月例点検等については、会計事務月次点検実施要領の内容を再度確認し、公金管理の不正防止等の観点から所属長が自ら実施するものであることを認識した。なお、平成29年11月からは、毎月初めの週に実施しており、点検後直ちに、農林センターに点検簿の写しを提出している。

また、監査日までの未実施分の会計事務月次チェックについては、事後ではあるが出力済みの帳票により点検を実施し、平成29年10月分(11月14日所属長確認)以降は毎月確実に実施している。

【例月出納検査】

農林水産部

森づくり推進課(監査実施年月日:平成29年12月21日・26日)

(指摘)

報償費及び旅費の支払が著しく遅延している事例が認められた。

(措置の内容)

監査終了後直ちに課内全員に指摘事項を周知し、他に遅延案件がないか点検を行うとともに、報償費等について適切かつ速やかな支払を行うよう注意喚起を行い、再発防止を図った。

現在は、平成29年7月に導入された「謝金管理システム」に事前に登録することとし、会計事務月次チェック時に支払い漏れの有無について、主管課及び森づくり推進課で二重チェックを実施している。